

事 務 連 絡
平成31年 1 月 24日

(公社) 全国ビルメンテナンス協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）について、今般、改正法の規定のうち、国及び地方公共団体の責務等にかかる規定が平成31年1月24日より施行されることとなりましたので周知いたします。

貴団体におかれましては、改正法の内容について十分御了知いただくとともに、傘下の団体、関係事業者等に対し周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、貴団体において厚生労働省健康局からの説明を希望する場合は、その旨当課までご連絡ください。

〈参考資料〉

- （別添）「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について（平成31年1月22日付け健発0122第1号厚生労働省健康局長通知）
- 【参考】（官報）健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
- 【参考】健康増進法の一部を改正する法律概要資料